

議案第66号 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）」等が施行されたことに伴い、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正が行われたことから、本市条例も同様の改正を行う。

2. 条例改正の内容

① 満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う基準の整備

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、国家戦略特別区域に限り認められていた「満3歳以上限定小規模保育事業」が全国展開されたことに伴い、当該事業の連携内容について、「保育内容支援」及び「代替保育」に係る連携を行う保育所等を適切に確保すること（第6条）、また、設備及び運営基準については小規模保育事業A型と同様とする（第27条）改正を行うもの。

② 保育所等における専門職の活用について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行により、保育所等における専門的支援やインクルージョン推進のため、従来の看護師等の保育士みなし特例に加え、特定理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことを可能とする特例を設けるもの（第29条等）。

③ 児童対象性暴力等の防止に係る規定の整備

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の施行により、事業者に対して、児童対象性暴力等の防止、及び、児童等対象事業従事者に係る犯罪事実確認を義務付ける（第13条）改正を行うもの。

項目	改正後
第6条 (保育所等との連携)	満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業者は、第1号（保育内容支援）及び第2号（代替保育）に係る連携協力を行う保育所等を適切に確保しなければならない。
第13条 (児童対象性暴力等の防止)	家庭的保育事業者等は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。
第27条 (小規模保育事業の区分)	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。 ※B型、C型を除くことで、A型の設備及び職員の基準と同様とする
第29条第4項 (職員)	保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等を1人に限り保育士とみなすことができる。 ※第31条（小規模B型）等においても同様の改正を実施

3. 施行日

「2. 条例改正の内容」①及び②は公布の日の翌日から施行

「2. 条例改正の内容」③は令和8年12月25日から施行

別記様式第 3 号（第 8 条関係）

【議会基本条例第 10 条第 1 項関係】

条例改正の説明資料

令和 8 年 1 0 月定例会

議案の 件 名	議案第 6 6 号 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定めるもの。		他市（近隣市）においても、同様の改正が実施される予定。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）等の施行に伴 い、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が 行われたことから、本市条例も同様の改正を行う。							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
① 児童福祉法等の一部を改正する法律 令和 8 年 4 月 1 日一部施行 ② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令 令和 8 年 4 月 1 日施行 ③ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等 のための措置に関する法律施行規則 令和 8 年 1 2 月 2 5 日施行 ・ 国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正 ①及び②は令和 8 年 4 月 1 日施行、③は令和 8 年 1 2 月 2 5 日施行		まちづくりの目標	目 標	1. みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶまち			
		政策分野または経営方針	分野・方針	2. 幼児教育・保育			
		施策	施 策	1. 幼児教育・保育施策の推進			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉			計画名称				
			策定年度				
			計画期間				
有 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）	〈政策等の実施時期〉		公布の日の翌日等				
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）				
	こども家庭部	こども園課	有 無 新旧対照表等				

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２４号）新旧対照表

新	旧
(定義) 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (１)・(２) (略) (３) 幼児 法第４条第１項第２号に規定する幼児のうち、満３歳に満たない者（法第６条の３第９項第２号、同条第１０項第２号、同条第１１項第２号<u>若しくは同条第１２項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満３歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第１０項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該満３歳以上の児童を含む。以下同じ。</u>）をいう。 (４)～(９) (略) (保育所等との連携) 第６条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第１４条第１項及び第２項、第１５条第１項、第２項及び第５項、第１６条並びに第１７条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる	(定義) 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (１)・(２) (略) (３) 幼児 法第４条第１項第２号に規定する幼児のうち、満３歳に満たない者（法第６条の３第９項第２号、同条第１０項第２号、同条第１１項第２号又は____同条第１２項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満３歳以上のものについて保育を行う場合に<u>あっては、満３歳に満たない者及び当該満３歳以上の児童</u> _____)をいう。 (４)～(９) (略) (保育所等との連携) 第６条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第１４条第１項及び第２項、第１５条第１項、第２項及び第５項、第１６条並びに第１７条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる

新	旧
教育をいう。第 3 号において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項<u>(法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業 (以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。)) を行う事業者 (以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。)) にあっては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項)</u>に係る連携協力を行う保育所 (子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。)、幼稚園 (同項に規定する幼稚園をいう。)) 又は認定こども園 (同項に規定する認定こども園をいう。)) (以下「連携施設」という。)) を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等 (居宅訪問型保育事業を除く。第 16 条第 2 項第 3 号において同じ。)) を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) ・ (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等<u>(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。))</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第 42 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第 6 項第 1 号において同じ。)) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 ～ 6 (略)	教育をいう。第 3 号において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項_____ _____に係る連携協力を行う保育所 (子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。)、幼稚園 (同項に規定する幼稚園をいう。)) 又は認定こども園 (同項に規定する認定こども園をいう。)) (以下「連携施設」という。)) を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等 (居宅訪問型保育事業を除く。第 16 条第 2 項第 3 号において同じ。)) を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) ・ (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等_____により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第 42 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第 6 項第 1 号において同じ。)) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 ～ 6 (略)

新	旧
7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）<u>又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設又は事業所</u>として適切に確保しなければならない。 （1）・（2） （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> （家庭的保育事業所等内部の規程） 第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）～（5） （略）	7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。） _____ _____であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。 （1）・（2） （略） <u>第13条 削除</u> （家庭的保育事業所等内部の規程） 第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）～（5） （略）

新	旧
(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員<u>(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)</u> (7) ～ (11) (略) (小規模保育事業の区分) 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>及び小規模保育事業C型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>とする。 (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) ・ (2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号<u>又は第3号</u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師<u>(以下「看護師等」という。)</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による</u>	(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員_____ (7) ～ (11) (略) (小規模保育事業の区分) 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型_____及び小規模保育事業C型_____とする。 (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) ・ (2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

新	旧
<u>大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （職員） 第31条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保</u>	（職員） 第31条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

新	旧
<u>育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （準用） 第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」 _____ _____と読み替えるものとする。 （利用定員） 第35条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の3第10項第1号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。	（準用） 第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、<u>同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」</u>と読み替えるものとする。 （利用定員） 第35条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の3第10項</u> _____の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

新	旧
(保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	(保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。
(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

新	旧
<u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （準用） 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。<u>第4号</u>において同じ。）」	（準用） 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。<u>第48条において準用する第4号</u>において同じ。）」

新	旧
_____と読み替えるものとする。 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第3条 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 （小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士_____	と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第3条 家庭的保育事業者等（_____）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 （小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等_____が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第

新	旧
_____を、保 育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第２９条第２項 又は第４４条第２項により算定されるものをいう。）の３分の２以 上、置かなければならない。	<u>１項の登録を受けた者をいい、第２９条第３項若しくは第４４条第 ３項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、</u> 保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第２９条第２ 項又は第４４条第２項により算定されるものをいう。）の３分の２ 以上、置かなければならない。